

広島出入国在留管理局岡山出張所 標準文書保存期間基準

令和6年11月22日改定

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	備考 (参考事項)
				大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)			
1 文書の管理等に関する事項	文書管理に関する業務	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	行政文書の管理	文書管理	行政文書ファイル管理簿	常用(無期限)	廃棄	電子媒体
			・行政文書の点検・監査に関する文書 ・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書 ・行政文書の廃棄に係る記録			行政文書ファイル管理	3年	廃棄	
			②第25条第4項の規定による廃棄した行政文書ファイル等の累計及び廃棄した年月日の記録			行政文書の廃棄に関する記録	5年	廃棄	行政文書保存期間「1年未満」かつ、7類型以外の保存期間「1年」未満の行政文書を対象とする
			③行政文書の持出し及び貸出し			行政文書移送記録	1年	廃棄	
		④決裁文書の管理に関する帳簿	・標準文書保存期間基準		現行基準	岡山出張所標準文書保存期間基準	常用(無期限)	廃棄	
2 職員の人事に関する事項	職員の研修に関する業務	職員の研修実施状況が記録された文書	・研修報告書	人事	職員研修	研修	3年	廃棄	
3 行政の情報化に関する事項	(1)情報システムの整備・運用に関する重要な経緯	情報システムの導入・運用等に関する文書	・情報システム導入関係資料 ・情報システム運用関係資料 ・障害発生報告書 ・システム稼働維持関係資料 ・情報セキュリティ・入管WAN関係資料	行政の情報化	情報システム	情報システム導入・維持・管理	5年	廃棄	
	(2)情報セキュリティに関する業務	情報セキュリティ対策に関する文書	(外部電磁的記録媒体・携帯電話・デジタルカメラ・FEIS等の) ・管理台帳 ・使用台帳 ・利用許可申請書 ・庁舎外持出許可申請書	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策	外部記録媒体保管記録	1年	廃棄	
4 予算及び決算に関する事項	歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作成その他の決算に関する経緯(物品管理)	①物品管理に関する文書	・物品受領命令書 ・物品返納命令書 ・供用物品請求書 ・本庁リリース品報告等各種報告書 ・各種作業完了報告書	物品管理	物品	物品管理	1年	廃棄	
			②その他会計に関する文書	会計	会計	出張・旅費関係書類	1年	廃棄	
			・見積書・請求書等 ・給油納品書 ・合同庁舎・ガス・電気・水道料金支払依頼書 ・CIQ施設維持管理経費分担額通知書	会計	会計	会計関係書類	1年	廃棄	
			③郵便に関する文書	物品管理	物品	郵便書留簿	3年	廃棄	
		④庁用車の管理に関する文書	・書留・特定郵便物等受領証 ・郵便切手使用状況管理簿	物品管理	物品	庁用車管理	3年	廃棄	
			・庁用車運行日誌・アルコール検知器使用簿 ・庁用車関係事務連絡等	物品管理	物品	庁用車管理	3年	廃棄	
5 所管業務の運営に関する事項	(1)通知文書受発信に関する業務	①本庁等から接受した通達等の通知文書	・通達 ・通知 ・広島局における内規・通達等 ・その他連絡文書	総務	通知・通達	訓令・通達その他の例規類	5年	廃棄	
			②岡山出張所において外部から接受した文書			通知文書	岡山出張所において接受した文書	1年	廃棄
		③本局への報告文書	・業務統計 ・出張報告書 ・出勤簿・休暇簿の写し ・勤務時間に関する報告 ・さわやか行政等本局への報告文書 ・健康診断に係る文書		報告文書	本局への報告文書	1年	廃棄	
		(2)照会に対する回答の取りまとめ作業に関する経緯	・照会文書 ・回答文書		照会・回答	照会・回答	1年	廃棄	
		(3)意見書・要望受理に関する業務	・意見書・要望に関する記録書 ・面接記録書等 ・関係機関への対応に関する文書	渉外	行政サービス	関係機関への対応	3年	廃棄	
		(4)行事に関する業務	①行事の年間計画に関する文書	行事	業務計画	組織運営	1年	廃棄	
			・業務概況書 ・行事及び事務計画 ・事務分担						
			②会同等の会議に関する文書			会議資料	3年	廃棄	
6 個人の権利義務の得喪及びその経緯	許認可等に関する重要な経緯及び許認可等を拒否する処分に関する重要な経緯	①出入国関係の許認可等又は許認可を拒否するための決裁文書その他その過程が記録された文書	・上陸審査関係書類 ・特例上陸許可申請関係書類	審査	出入国審査	出入国審査記録	5年	廃棄	許可、不許可その他の処分が行われた日以後に保存期間を起算
			②在留関係の許認可等又は許認可等を拒否するための決裁文書その他その過程が記録された文書	審査	在留審査	在留審査記録	5年	廃棄	許可、不許可その他の処分が行われた日以後に保存期間を起算
			・資格外活動許可に関する記録(新規上陸時)			再入国許可申請記録	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄	行政文書ファイル作成日の「6年後の翌日」を起算日とする
			・再入国許可に関する記録			在留カード交付記録	3年	廃棄	交付、不交付その他の処分が行われた日以後に保存期間を起算

備考

本基準に掲げられていない事項が発生したときは、出入国在留管理庁行政文書管理規則の別表第1及び本基準を参酌しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。